

西都市森林整備計画書

自 令和 4年 4月 1日

計画期間

至 令和14年 3月31日

宮 崎 県

西 都 市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 ・・・・・・・・・・	P 1
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） ・・・・・・・・・・	P 4
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項 ・・・・・・・・・・	P 5
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 ・・・・・・・・・・	P 9
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・	P 11
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	
3 その他必要な事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 ・・・・・・・・・・	P 23
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 ・・・・・・・・・・	P 24
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・	P 25
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3 作業路網の整備に関する事項	
4 その他必要な事項	

第8 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 7

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 9

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・・・ P 2 9

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・ P 3 1

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・ P 3 3

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

付属資料

- 1 宮崎県天然更新完了基準・・・・・・・・ P36
- 2 参考資料・・・・・・・・ P40
 - (1) 人口及び就業構造
 - ① 年齢層別人口動態
 - ② 産業部門別就業者数等
 - (2) 土地利用
 - (3) 森林資源の現況等
 - ① 保有者形態別森林面積
 - ② 民有林の齢級別面積
 - ③ 保有山林面積規模別林業経営体数
 - ④ 作業路網の状況
 - ア 基幹路網の現況
 - イ 細部路網の現況
 - (4) 市町村における林業の位置づけ
 - ① 産業別総生産額
 - ② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額
 - (5) 林業関係の就業状況
 - (6) 林業機械等設置状況
 - (7) 林産物の生産概況
- 3 市町村森林整備計画概要図・・・・・・・・ P43

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、宮崎県の中央部に位置し、米良溪谷や杉安峡の景勝地を擁する一ツ瀬川が市東部に貫流している。市街地西方の台地には、日本最大の古墳群として有名な特別史跡西都原古墳群が、南方には史跡として国の文化財に指定された都於郡城址があり、毎年多くの観光客が訪れている。また、建国ゆかりの地としても知られ、市内各地には多くの伝承地を残している。

本市の総面積43,879haのうち、森林面積は33,770haと約77%を占めており、そのうち民有林面積は22,397ha（66.32%）となっている。このうち、スギを主体とした人工林の面積は9,687haで人工林率は43.25%となっている。その多くは戦後植栽されたものであるが、標準伐期齢に達した林分が81.75%と大多数を占め、今後も増加傾向にあることから伐期の平準化を図る必要がある。これら人工林は、35年生以下の若い林分が8.25%を占めており、保育、間伐を適正に実施していくことが重要であるとともに、一ツ瀬川流域における木材の供給体制の整備も必要となっている。

また、山林の経営形態については、5ha未満の小規模所有者が大部分を占め、資産保持的なものとなっている現状である。近年の木材価格の低迷により、林業活動が停滞しているが、適切な施業の推進、生活基盤の整備により、木材生産機能、水源涵養機能等の向上に努めることも必要となってきた。

さらに、近年、一ツ瀬川濁水問題が懸案となっていることから、森林の適正な維持管理による森林の持つ公益的機能の高度発揮を図ることが特に重要となってきた。

このほか、野生動植物の保護が求められる一方で、シカ等による被害が後を絶たないことから野生動物との共存を図る森づくりや総合的な防除対策が課題である。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、森林資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

また、これらを踏まえて森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護等に関する取組を推進する。

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定め、森林の整備及び保全の推進に当たっては、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を配慮の上、特に以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとする。

本市は、温暖で降水量が多く、スギを主体とした育成単層林を維持する施業が積極的に行われていることから、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、適切な間伐等の実施、適確な更新の確保、長伐期化等を推進することとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を高度に発揮するうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水

能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出や崩壊、その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

溪岸浸食や土砂流出の防止を図るため、自然植生による溪畔林を保全し、水質保全、動植物の生態体系の保護にも寄与するものとする。

ウ 快適環境形成機能

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄

化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成を考慮した森林整備を推進することとする。また、風致保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主採後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意するものとする。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

一ツ瀬川流域森林・林業活性化センター、県、市、森林組合等の林業事業体及び森林所有者が相互に連携を密にし、関係者が一体となって森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進、林業専用道等の整備及び木材流通・加工体制の整備などの諸政策を計画的かつ組織的に取組、森林施業の合理化を推進することとする。

II 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、「Iの2の森林整備の基本方針」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、本市内に生育する主要樹種ごとに、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、本市の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、本計画で定めるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すものではない。

標準伐期齢に満たない立木の伐採も可能とするが、周辺地域を配慮し進めることとする。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の針葉樹	クヌギ・ナラ類	その他の広葉樹
本市全域	35年	40年	30年	40年	10年	10年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

立木の皆伐及び択伐の留意点については、下表のとおりとする。

伐採方法の別	留 意 点
皆 伐	主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐にあたって、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積に応じて、少なくとも20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図れる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

人工林の主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行い、本市における主伐の時期は、下表を目安として定めるものとする。

地 域	樹 種	主伐時期 の目安	標準的な施業体系		
			生産目標	仕立て方法	期待径級
本市全域	ス ギ	3 5 年生	一般構造用材	中庸仕立て	2 8 c m
		7 0 年生以上	一般大径材		4 2 c m 以上
	ヒノキ	4 0 年生	一般構造用材	中庸仕立て	2 6 c m
		8 0 年生以上	一般大径材		4 0 c m 以上
	クヌギ ナ ラ	1 0 年生	しいたけ原木	中庸仕立て	1 2 c m

用材向け広葉樹等については樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な伐採方法において、以下のアからオまでに留意して行うものとする。

- ア 森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣地等の重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。
- オ 伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知、環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）」に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意するものとする。

3 その他必要な事項

伐採しようとする森林の隣接地に、人家や公共施設等の重要保全対象のある場合等には、地形、地質等林地の状況を勘案した上で一定の保護樹帯を設置する等、大面積の皆伐を避けることとし、自然災害、人的災害等の各種災害が起因しないように伐採残木の処理を適切に行い、伐採跡地についても早期の更新に努めるものとする。

また、伐採に当たっては、事前に隣接所有者との境界確認を行い無断伐採を防止するとともに、森林法以外の許可や届け出が必要ではないか確認を行うものとする。

また、伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため市が発行する伐採届旗等を掲示し、無断伐採の未然防止や植栽未済地の抑制を図るものとする。

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。

また花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、**少花粉**苗木、低花

粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。)の植栽、広葉樹の導入等に努める。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

区 分	針広葉樹別	樹 種 名
人工造林の 対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ、クロマツ、カヤ、モミ、イチョウ、イヌマキ
	広葉樹	クスギ、ナラ、カシ類、ケヤキ、ホオノキ、ヤマグワ、センダン、クスノキ、タブノキ、シイノキ、マデバシイ、ミズメ、ヤマザクラ、イヌエンジュ、クリ、カエデ類

上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員又は当市の林務担当部局等と相談のうえ、適切な樹種を選定することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率化や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。また成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努める。

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

樹 種	植栽本数（本/ha）	備 考
ス ギ	1,500 ～ 3,000	
ヒ ノ キ	2,000 ～ 3,500	
ク ス ギ	2,000 ～ 3,500	

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員又は当市の林務担当部局等と相談の上、適切な植栽本数を選定することとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮するものとする。 また、高性能林業機械による伐採・搬出作業を同時並行して機械地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など作業工程の効率化に努めるものとする。
植え付けの方法	気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して植付け方法を定めるとともに適期に植え付けるものとする。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用についても取り組むものとする。
植栽の時期	苗木の活着と成長が図られるよう、適期、通常は春に植栽するものとする。 なお、コンテナ苗については、その特性から植栽時期の分散を推進するものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間に更新を完了するものとする。

なお、保安林にあっては、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	「宮崎県天然更新完了基準」（平成19年10月宮崎県環境森林部、附属資料2によるものとする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	宮崎県天然更新完了基準によるものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
天然更新完了基準によるものとする。	宮崎県天然更新完了基準によるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うものとする。
刈出し	タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うものとする。
植込み	天然更新が不十分な箇所について行うものとする。樹種は林地の気候、地形、土壌条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとする。植栽本数は、天然稚樹の生育状況に勘案して決めるものとする。
芽かき	萌芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、天然更新完了基準で定める方法により行うものとし、更新が完了していないと判断される場合には植栽等により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間に更新を完了するものとする。

なお、更新が完了していないと判断される場合には、植え込み等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表状況、病虫害害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めるものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、主伐後の適確な更新を図るため、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

ただし、Ⅳの1の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	本表は、森林の区分を「該当なし」と記載していますが、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」が皆無であり、あまねく天然更新で良いという意味ではありません。 適確な更新が行われなければ、森林が荒廃し災害の原因になる等の森林の多面的機能が低下しますので、伐ったら植えて育てる🔄サイクルにより森林資源を持続的に循環利用することが重要です。 これらのことを踏まえ、特に、木材生産機能維持増進森林及び人家や道路、河川等に隣接する森林においては、極力、天然更新ではなく人工造林をお願いすることとします。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林対象樹種

ア 人工造林の場合

Ⅱの第2の1の(1)による。

イ 天然更新の場合

Ⅱの第2の2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本有の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定以上の余裕を加えた樹高以上のものについては、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。特に一ツ瀬ダム上流域においては濁水防止の観点から重点的に行うための方策を行うこととする。

また、ニホンジカ等による被害に対応するため、鳥獣害防止施設（防護柵）等の整備を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成してきた人工林を健全な状態維持していく上で必要不可欠な作業である。このため、地形、気象等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を標準とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態及び適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、間伐の実施期間、間隔、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法
			初 回	2回目	3回目	4回目～	
スギ	一般 構造用材	2,000 ～	1 3 ～	1 7 ～	2 4 ～		「宮崎県間伐技術 指針」(昭和53年 3 月宮崎県林務部) 及び「宮崎県長伐 期施業技術指針」 (平成20年 3 月宮崎 県環境森林部)、 以下「長伐期施業 技術指針等」とい う。)等により実施 する。
	一般 大経材	3,000	1 6	2 3	3 0	標準伐期齢 以上で間伐 をする場合 は10～15年 おきに実施 する。	
ヒノキ	スギの施業体系に準ずる。						

間伐の間隔（スギ、ヒノキ共通）	
標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
15年	20年

森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

注 ⇄ 期間に各施業を必要に応じて実施する。

保育の 種 類	標 準 的 な 方 法	備 考
下 刈	通常年 1 回、植栽木が被圧されないよう植生の繁茂状況に応じて、適切な時期及び作業方法により雑草木を刈り払う。 また、雑草木の繁茂状況が著しい時は、2 回以上実施する。	
つる切り	つる類の繁茂状況に応じ、適切に実施する。	
除 伐	造林木の育成が阻害されないよう目的樹種以外の不要木や成木の見込みのない不良木を対象に下刈終了後 3～6 年頃に 1～2 回程度実施する。この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するとともに、目的樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存・育成するなど現地の実態に応じて適切に実施する。	
枝 打	通常、すそ枝打（手の届く範囲）や枯れ枝落とし等最小限度行うこととするが、優良材生産にあつては、若齢級から生産目標に応じた枝打を行うこととする。	

3 その他必要な事項

上記 1 及び 2 によるほか、特に次に示す点に留意することとする。

○ 間伐

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採率（材積率）は35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後にその樹冠疎密度が10分の8以上に回復するよう行うものとする。

路網整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、実施することとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発根が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

○ 下刈

標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、植生の繁茂状況に応じて追加して行うこととする。また、雑草木の繁茂が著しく、造林木の成長に悪影響を及ぼす場合は、2 回刈りを行うものとする。

○ つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3 年に 1 回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

○ 除伐

目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用樹種は保存し育成するものとする。

○ 鳥獣被害対策

鳥獣被害対策については、野生鳥獣による樹木等の被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止

施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

局地的森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分目標を達成することができないと見込まれる森林については、生育状況に応じた間伐又は保育の方法を決定するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法を次のように定めるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業の方法を定める。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に定めるものとする。

当該森林の区域は別表1に定めるものとする。

イ 施業の方法

伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保することとする。伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より10年延長することとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢+10年）

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クスギ・ ナラ類	その他の 広葉樹
本市全域	45年	50年	40年	50年	20年	20年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④に掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含んだ土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定めるものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防風保安林、潮害防備保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、ハイキング等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林について定めるものとする。

④ 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林

「(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」のうち、クヌギ・ナラ類等を主林木とする森林等について定めるものとする。

イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべき森林施業方法ごとに別表2に定めるものとする。

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気汚染の浄化のために有効な森林の構成を維持を図るための施業を推進する。

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの④に掲げる森林においては、伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保することとする。

なお、伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より5年延長することとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によって公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林と定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。長伐期施業を適正に実施するため、長伐期施業技術指針等を参考にするものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢＋5年）

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ・ ナラ類	その他の 広葉樹
本市全域					15年	15年

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ・ ナラ類	その他の 広葉樹
本市全域	70年	80年	60年	80年	20年	20年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等との開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林について、必要に応じて定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定するものとする。

地位	地 利			地位： 土壌型や表層地質、標高等を 基礎にスコア表を作成し判定 地利： 路網からの距離から3つに区分
	200m以内	200m～500m	500m以上	
1	1等地	1等地	2等地	
2	1等地	2等地	3等地	
3	2等地	3等地	3等地	

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

具体的には、林班単位で人工林が過半、かつ、木材等生産機能がHの森林が過半、かつ、林班の傾斜区分の平均が緩又は中、かつ、路網等からの距離が200m未満の森林等から設定するものとする。ただし、災害が発生する恐れのある森林を除く。

(2) 森林施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努めることとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区 分	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属資料参照	1, 920. 31
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	〃	1, 632. 15
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	〃	309. 27
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	〃	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	〃	169. 20
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	〃	22, 387. 45
特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表 2】

施 業 の 方 法	森 林 の 区 域	面積 (ha)
伐期の延長をすべき森林	標準伐期齢+10年 1林班 ア－16・16-1・16-2・16-3・16-4・16-5・17 4林班 ウ－15・22・22-1・22-3 6林班 イ－1-1・2・3・4・5・5-1・6・8・9・10・11・15 7林班 エ－1-1・5・9-1 9林班 イ－2・4・4-1 10林班 イ－1・3・7 10林班 オ－2 11林班 オ－1・2・3・3-1 11林班 カ－2 14林班 キ－2・3-1・5 15林班 エ－1・1-3・1-4・1-5・1-6 15林班 オ－9・10・12・14・15・16・17・19・20 19林班 イ－1・2・5・7-1・9・10・10-1・11・12・17-1・19-1 21林班 ア－1・5・6・6-1・6-2 21林班 イ－6 21林班 ウ－2-4 22林班 ア－3・4・5・5-1 23林班 ウ－1・1-1・3・5-1・5-2 23林班 エ－1・1-1・2-1 23林班 オ－2・3・4・5・6・7・8・9-1 30林班 ア－2・3・4・5 30林班 イ－2・5・6・7 30林班 ウ－1・2	1, 859. 68

	30林班 エ - 1・1-1・1-2 36林班 ア - 1・1-1・1-2・2 38林班 エ - 1・2・4・8 39林班 ア - 1・2・3・3-1・3-2・4・ 5・6・7・8・9・9-1・10・ 11・12・13・14・15・ 15-1 44林班 イ - 3-2 46林班 イ - 5-1 46林班 ウ - 1-6 50林班 エ - 1・3・5 51林班 キ - 1・2 51林班 ク - 2-1 56林班 ウ - 6 57林班 ア - 2・3・7・18 58林班 イ - 3-3・3-4・3-5・3-6 58林班 ウ - 8 60林班 ア - 4・6・9・10 61林班 ア - 1・2・2-2・2-4 61林班 イ - 1・1-3・2 61林班 ウ - 1・1-2・1-3・1-4・2・3・ 5・6・8・10 61林班 エ - 1-1 62林班 ア - 2・3 62林班 イ - 2・3 62林班 ウ - 1・2・4・5・7・8・8-1・ 9・11 62林班 オ - 1・2・3・4・6・7 62林班 カ - 1・2・4・5・6 63林班 ア - 2・6・10 67林班 ア - 2-1 67林班 イ - 2-2・2-3・2-4・2-5・2-6 68林班 ウ - 3 68林班 エ - 2・3・4・5 73林班 ウ - 5・6・10-1 73林班 エ - 10・10-2・10-3 74林班 ウ - 2-1・2-2・10・10-1・ 10-2・10-3・10-4・10-5 78林班 ア - 3・3-1・3-2・4・5・7・ 8・9 85林班 イ - 4・4-2・4-3・5・6 87林班 オ - 1-1 91林班 ア - 1・2・3・5 92林班 ア - 25 110林班 イ - 1・14-1・17 117林班 ウ - 21-2 117林班 エ - 1-2・2-1・3・4・4-3・ 5-1・6-1・7・9-1・11・12 148林班 ウ - 1・2・4・5・6・7 154林班 オ - 3・4 158林班 ア - 2・5・5-1・8・10・12・ 17・19 163林班 ク - 1・1-2・1-4・1-5・1-6・ 1-7・1-8 169林班 ア - 3-2・4・7・9・10 170林班 ア - 1-1・2・3・4・6 170林班 イ - 1・2-1・3 170林班 ウ - 3 170林班 エ - 5	
--	---	--

	170林班	オ - 1・1-1・2・3-1・3-2・4・4-1	
	170林班	カ - 3・4	
	170林班	キ - 1-1・2・4・5・6・9-1・10-1・15	
	171林班	ア - 1・1-1・2・3・4	
	171林班	イ - 3	
	171林班	ウ - 4・5・5-1・6・6-1	
	171林班	エ - 1-1・1-2・1-3・1-4・3・3-1・4・6・6-1・7・7-1	
	171林班	オ - 1・1-1・1-2・1-3・2・3・3-1・4・6・6-1	
	177林班	ア - 2・2-2・3・4・6・7・10・11・12・13・14・15・16・16-1・18・19・19-1・19-2	
	178林班	ア - 2・3・4・5・7・8-2・10・10-1・10-2・11・12・13・14・16・16-1・18・19・19-1・20・21・26・27・28・29・30	
	179林班	ア - 2・3・4・6・7・8・9・10・11・12・12-1・13・14・15・15-1・16・17・18	
	180林班	ア - 4-1・4-5・5・5-1	
	180林班	イ - 4-3・10・11・12・14・14-1・15・16・17・17-1・18・19・20・21	
	180林班	ウ - 1・1-1・1-2	
	181林班	ウ - 6-1・6-2	
	181林班	エ - 1-1・1-2・1-5	
	181林班	オ - 1・1-1・3・4・5・6	
	181林班	カ - 1-1・1-2・3-1・5	
	184林班	イ - 1・2・3・3-1・5・5-1・7・7-1・8・10・11・12・13・14・15	
	184林班	ウ - 1・2・3・4・6・8・13・14・15・16・17・17-1・19・22	
	220林班	ア - 1・2・3・4・5・8・10・10-1・12-1・13-1・13-2・15・15-1・16・16-1・17	
	220林班	イ - 1・2・3・4・5・6・9-1・9-2・9-3・10・12・13・13-1・14	
	221林班	ア - 1・3・3-1・4・4-1・5・6・7・9・11・12	
	221林班	イ - 2・3・4・5・6-1・7・8・10・11・13・14-1・14-2	
	227林班	ウ - 1	
	243林班	イ - 46-1	
	279林班	エ - 31・34-1・34-2・36・37・39・42-1・43・43-2・44-1・44・48・60-1・60-2・61・66-1・70-1	
	281林班	ア - 1・2・5・6・6-1・6-2・7・10・11・11-1・13・14・14-1・15・16・17・19・21・23	
	282林班	ア - 2・3・4・5・6・7・9・	

		9-1・10・11・14-1・15・ 18・19・20・23・23-1・ 25・26・29・30・31・32・ 33・34・37-1 283林班 イ - 2-1 283林班 エ - 81・83・84・85 285林班 ア - 1・4・5・7・9・10・11・ 14・19・19-1・20・22・ 22-1・23・24 285林班 イ - 13・13-2・14・26・29・33・ 33-1 286林班 ア - 1・3-1・6・7-1・8・10・ 10-1・10-2・10-3・11・ 11-1・12・13・ 14・16 286林班 イ - 2・2-1・4・5 286林班 ウ - 2-1・3-1・6・7・8・9・ 12・13-1・14・15・16・17 286林班 エ - 2・3-2・3-3・3-4・3-5・ 4・9・10 288林班 ア - 1・1-2・2・2-1・2-2・ 2-3・4-1・4-2・5・6・ 7・8 288林班 イ - 2・3-1・3-2・5・5-1・ 8・9・9-1・11・11-1・ 11-2・11-3・13・14-1・ 15・16・18 289林班 イ - 7・8・9・10・11・12・ 13・14 289林班 ウ - 8・9・10・11・12・12-1・ 23・27 290林班 ア - 1・1-5・6・8・10・11・ 14・15・15-1・16-1・18・ 18-1 290林班 イ - 1・1-1・2・2-1・2-2・3・ 3-3・3-4・3-5・4・4-1・ 7-1・8・8-1・8-2・8-3・ 11・11-1・11-2・12・12-1 302林班 ウ - 1・2・4・7・11・12 302林班 エ - 1-1・1-2・1-3・2・2-1・ 6・6-3 305林班 エ - 41-1 306林班 ウ - 2・3・5・6-1・79-1 308林班 イ - 1・2・3・5・6・7 308林班 ウ - 10-1・10-2・10-4・10-5・ 10-6・10-7・11 309林班 ア - 1・2・3・5・7 309林班 イ - 1・3・4・5・6・8・8-1・ 8-2・8-3・8-4・10-1・11 309林班 ウ - 1・2・3・4・5・6・7・ 7-1・8・9・10・11・13・ 14・15・16・17・18・19 311林班 ア - 1・1-1・3・5・7・8・10・ 11・12-2・14 311林班 イ - 1 312林班 ア - 1-1・1-2・2・3・3-2・ 3-3・4-1・5・5-1・5-2・ 5-3 313林班 ア - 2・3-1・4・4-4	
--	--	---	--

	313林班 イ - 1-1・2 314林班 ア - 1・2-1・3-1 314林班 イ - 1-1・2-1 315林班 ア - 1-1・2・3・3-2・3-3・4・ 4-1・4-4・4-5 315林班 イ - 1・1-1・2・5・5-1・6・ 6-1・6-2・6-5・6-6・ 6-8・6-9・7・8-1 316林班 ア - 1・1-1・2-1・2-3・2-4・ 2-5・2-6・2-7・2-8・ 2-9・2-10・2-18・3-1・ 3-3・4・4-2 316林班 イ - 1・2・2-1・2-2・2-3 317林班 ア - 1-1・1-2・1-3・1-4 317林班 イ - 1-1・1-2・1-3・1-4・ 1-5・1-6・2・2-1・2-2・ 4・5・5-1・5-2 318林班 ア - 4・23-1・25・27 319林班 ア - 1-1・4・5-2・6-1・6-2・ 7・7-2 322林班 ア - 1-1・7・8・9・10・12-1・ 15・15-2・16・17・17-1・ 17-2・17-3・18・19・20・ 20-1・21 323林班 ア - 2-1 324林班 ア - 1 324林班 イ - 2 324林班 ウ - 1 325林班 ア - 1・2・3・3-1・3-2・3-3・ 3-4・5・7 325林班 イ - 1・1-1・3・4・5 326林班 ア - 1・2・2-2・3・4・4-1・ 5・5-2・5-3・5-4・5-7・ 5-9・5-11・6・6-2・6-3・ 6-4 331林班 ア - 2-8・2-9・2-10・2-12・ 2-14・2-15・2-16・2-19 332林班 ア - 1・2・4・5・6-2・6-3・9 333林班 イ - 1-2 333林班 ウ - 1-1・1-2 338林班 ア - 2・2-1・4・5・5-1・7-1・ 7-2・7-3・9・9-2・9-5・ 9-6 339林班 ア - 2・3・5・7・8-1・9・10・ 11・11-1・12・13・14・ 14-1・14-2・15・18・19・ 21・21-4・23・23-1・ 23-3・26・26-1・27・27-1	
標準伐期齡+5年	1林班 ア - 14 4林班 ウ - 15-1・22-2 6林班 イ - 1・7・11-1 7林班 エ - 1・2・9 9林班 イ - 9・10 10林班 オ - 1・1-2・3 14林班 キ - 3・4・5-1・6・8 15林班 エ - 1-1・1-2・1-7・4・4-1 15林班 オ - 3-1・9-1・9-2・9-3・ 11・13・15-1 17林班 エ - 4・4-1・5-1	1, 592. 65

	19林班 イ - 1-1・1-2・1-3・2-1・3・ 5-1・6・7・8・8-1・13・ 14・15・16・17・18・19・ 20 21林班 ア - 2・4 22林班 ア - 2・6 23林班 ウ - 1-2・2・4・4-2・5 23林班 エ - 1-2・2・3・4 23林班 オ - 2-1・2-2・4-1・9 30林班 ア - 1 30林班 イ - 1・3・4・8 30林班 ウ - 1-1・2-1・2-2 38林班 エ - 1-1・3・5・6・7・9・9-1 50林班 エ - 2・4 53林班 ウ - 3 56林班 ウ - 5 57林班 ア - 1・2-1・4・5・8・17・ 19・20 58林班 ウ - 1・1-1・1-3・8-1 60林班 ア - 2・3・5・7・8・11 60林班 イ - 1-1・4-1 61林班 ア - 1-1・1-2・2-1・2-3・2-5 61林班 イ - 1-1・1-2・1-4・3 61林班 ウ - 1-1・4・7・9 61林班 エ - 1・1-2・2 62林班 ア - 1 62林班 イ - 1 62林班 ウ - 3・6・10 62林班 オ - 1-1・5 62林班 カ - 3 63林班 ア - 1-2・4・5・5-1・11-1 64林班 ウ - 1・7 68林班 ウ - 2・4 68林班 エ - 1・5-1 68林班 オ - 1・2 73林班 ウ - 6-1・6-2 74林班 ウ - 11 85林班 イ - 4-4 87林班 オ - 1-2・1-3 92林班 ア - 22・23・24 109林班 イ - 3 110林班 イ - 15-1・18-1 117林班 ウ - 21-1 117林班 エ - 1・1-3・1-4・2-2・3-1・ 4-1・4-2・4-4・6-2・8・ 9・10 148林班 ウ - 3・5-1 154林班 オ - 1・1-1 158林班 ア - 1・2-1・3・5-2・6・7・ 8-1・9・11・15・16・18・ 22 163林班 ク - 1-1・1-3 168林班 エ - 5-1 169林班 ア - 1-1・3-1・5・5-1・8 170林班 ア - 1・1-2・3 170林班 イ - 1-1・2・2-2 170林班 オ - 1-2・2-1・2-2・3・5 170林班 キ - 1・3-1・7・8・9・10・ 11・12・13・14	
--	--	--

	171林班 ア - 5	
	171林班 イ - 1・2	
	171林班 ウ - 2・3・7	
	171林班 エ - 1・1-5・2・5	
	171林班 オ - 1-4・6-2・6-3	
	177林班 ア - 1・2-1・5・8・17・18-1	
	178林班 ア - 1・6・8・8-1・9・12-1・ 15・16-2・17・20-1・22・ 23・24・25・29-1・31・32	
	179林班 ア - 1・5・16-1・21・22・23・ 24	
	180林班 イ - 4-4	
	184林班 イ - 3-2・4・5-2・6・9	
	184林班 ウ - 1-1・5・9・10・11・12・ 18・20・21・23	
	220林班 ア - 1-1・6・7・9・11・12・ 13・14	
	220林班 イ - 7・8・9・11・15	
	221林班 ア - 2・3-2・10	
	221林班 イ - 6・9・12・14	
	279林班 エ - 28・32・34・35・38・40・42 ・43-1・45・47・66・ 67・70・71	
	280林班 ウ - 4	
	283林班 エ - 82	
	285林班 ア - 2・3・13・14-1・17・18・ 23-1	
	285林班 イ - 13-1・13-3	
	286林班 ア - 1-1・3・7・9・17	
	286林班 イ - 1・3	
	286林班 ウ - 1-1・2・4・5・10・11・13	
	286林班 エ - 1・3	
	288林班 ア - 1-1・4	
	288林班 イ - 1・3・10・14・17	
	289林班 ウ - 27-1・28	
	290林班 ア - 1-1・1-6・1-8・3・5・7・ 11-1・12・17・18-2・19	
	290林班 イ - 3-1・3-2・6・6-2・7	
	302林班 ウ - 3-2・5・12-1	
	302林班 エ - 2-2・3・5・5-1・5-2・6-1	
	308林班 イ - 4・7-1	
	308林班 ウ - 10・10-3・16-3	
	309林班 ア - 1-1・4・6・8・9・56-1	
	309林班 イ - 2・7・9・10・11-1	
	309林班 ウ - 2-1・6-1・8-1・12・ 17-2・20	
	311林班 ア - 2・4・6・9・9-1・12・ 12-1・13	
	311林班 イ - 2	
	312林班 ア - 1・3-1・3-4・4・4-2・ 4-3・5-4	
	313林班 ア - 1・3・4-1・4-2・4-3・ 4-5	
	313林班 イ - 1・3・4	
	314林班 ア - 2・3	
	314林班 イ - 1・1-2・2	
	315林班 ア - 1・2-1・3-1・4-2・4-3	
	315林班 イ - 3・4・4-1・6-3・6-4・ 6-7・7-1・7-2・8・8-2	

	316林班 ア - 2・2-2・2-11・2-12・ 2-13・2-14・2-15・2-16・ 2-17・2-19・3・3-2・ 3-4・4-3・4-4・4-5 316林班 イ - 2-4・2-5・2-6 317林班 ア - 1 317林班 イ - 1・1-7・1-8・1-9・1-10・1- 11・1-12・1-13・1-14・3・ 4-1・5-3 318林班 ア - 1・2・3・6・7・18-5・24・ 24-1・24-2・26 319林班 ア - 1・1-2・2・2-1・2-2・3・4- 1・5-1・5-3・6-3・7-1 322林班 ア - 1・2・6・13・14・15-1・ 15-3・17-4・22-1・23・ 24・25 323林班 ア - 1-3・2・2-2・2-5 324林班 ア - 2・3・4 324林班 イ - 1・1-1・1-2 324林班 ウ - 1-1・2・2-1・3・3-1・3-2 325林班 ア - 2-1・3-5・4・6・6-1 325林班 イ - 1-2・2 326林班 ア - 2-1・3-1・5-1・5-5・ 5-6・5-8・5-10・5-12・ 6-1 328林班 ア - 1 330林班 ア - 1 330林班 イ - 1・2 330林班 ウ - 1 331林班 ア - 1-1・1-2・1-3・1-4・ 1-5・2-1・2-2・2-3・ 2-4・2-5・2-6・2-7・ 2-11・2-13・2-17・2-18・ 3・3-1 332林班 ア - 1-1・3・6・6-1・7・8 333林班 ア - 1 333林班 イ - 1-1 333林班 ウ - 1 338林班 ア - 1・2-2・2-3・2-4・3・ 6・7・8・8-1・9-3・9-4・ 10・11 339林班 ア - 1・1-3・1-4・4・4-1・6・8 ・8-2・8-3・8-4・15-1・ 16・17・20・20-1・21-3・ 22・24・25・28	
長伐期施業を推進すべき森林	2林班 ア - 3・35・35-1 5林班 ア - 31 8林班 ア - 1~4-1・6-1~6-4・7-1・ 8・9-1 11林班 オ - 5-1 11林班 カ - 2-1・2-4~2-6 11林班 キ - 2-1 15林班 カ - 1~2・4・4-1・6-1・7 15林班 キ - 11 15林班 ク - 3-2 16林班 ウ - 5-5 17林班 イ - 10・10-1・17・18 17林班 エ - 1~1-4・2・3・5-3~5-5 19林班 ア - 12-1	413.96

20林班	ア - 21-1
20林班	エ - 2-9
26林班	ア - 1-1
27林班	ア - 1-1
28林班	ア - 7-1・14-1・17-1・20-1
29林班	ア - 7-1・7-2
43林班	オ - 3・3-2・4
44林班	オ - 1-1・4-1
48林班	ウ - 1-1・2-1・3-1
56林班	ア - 1-1・1-5・1-6・2-1・3
56林班	イ - 9-7・13-1・13-2
56林班	ウ - 1-1・2-1
57林班	ウ - 1-7・1-8・1-11
66林班	ウ - 5
67林班	ア - 1~2-2
68林班	ア - 1~9
68林班	イ - 1・3~13
76林班	オ - 1-2
78林班	ア - 1・2-1・2-2
78林班	エ - 1・3~7-1
78林班	オ - 1~8・10・11・14
79林班	ア - 1-2
79林班	オ - 1~2・2-2・2-3・2-4・3
86林班	ウ - 21-2
86林班	エ - 11-3
87林班	エ - 4-1・5~8
87林班	オ - 1-4・2・3-1
88林班	ア - 6-1
88林班	イ - 15~17
104林班	ア - 10-1
104林班	イ - 7-1
104林班	ウ - 17・17-1・26-1・26-2
105林班	ア - 7-1・11-3
105林班	イ - 16-1
106林班	ア - 1-1
106林班	イ - 1-1・3-1
108林班	カ - 9-1
108林班	ケ - 5~18
109林班	ア - 1-1・10-1
109林班	イ - 2・4・10
109林班	ウ - 2-1・3-1・4-1
112林班	キ - 7・8
113林班	キ - 7・8
115林班	ウ - 1-1~7・9・10-1・ 11~14・15-1・16-1
127林班	イ - 16-1
127林班	エ - 16
128林班	ア - 13-1
139林班	イ - 5-1・7-1
140林班	ウ - 8-1・9-2・9-3
154林班	ア - 1~5
154林班	ウ - 2-1~3-1
159林班	イ - 5-1・7
160林班	イ - 1-1・1-2・2-1
160林班	キ - 2-2
164林班	ウ - 1-1
165林班	イ - 3-3・3-4
165林班	ウ - 2-3・2-4
166林班	イ - 7-1

166林班	ウ - 2-2
166林班	エ - 2-3・8-1
166林班	オ - 1-2・2-1
171林班	ア - 6・7
171林班	イ - 4
171林班	ウ - 9・10
171林班	エ - 8~10
173林班	ア - 1・1-1・2・4~8-1・ 10~12
175林班	ウ - 27~30
175林班	エ - 14-2・26-3
179林班	ア - 5-1・11-1・17-1
181林班	ア - 1-1・5-1
181林班	イ - 1-2
182林班	カ - 6・7
182林班	キ - 6・7
182林班	ク - 17-1
187林班	ウ - 9-1・9-2
190林班	ウ - 1・1-1・2・3~7
197林班	ウ - 9~9-3・11
199林班	ア - 1~4-1・6~14・19・ 19-1
199林班	イ - 1~7・9~22-1・24~27
199林班	ウ - 1~7・14~16・19~22
199林班	エ - 1・3~13-1
201林班	ア - 54・54-1・65・66・69~76
202林班	ウ - 8
207林班	エ - 1-2・1-3
207林班	カ - 1-1
209林班	ア - 1~2-1
211林班	ア - 26-2・26-5・29-2・33-2~3
212林班	ア - 3-1
213林班	ア - 29-1
224林班	ウ - 13-1
235林班	イ - 3・4・6・15
237林班	ウ - 27・28
239林班	オ - 20・21・23・22
242林班	ア - 5~18・20~23・25~38・ 40・41
259林班	カ - 4~6
259林班	カ - 4~6
261林班	エ - 2
268林班	キ - 18~20・21・24
279林班	エ - 52・56
280林班	イ - 1~7・9-1~14
280林班	ウ - 1・3・8・9~15・17・18
286林班	エ - 3-1・5~8-1・10-1・ 10-2・11
287林班	オ - 1・3・17・18・20-1・22・25 ・65
293林班	ウ - 1~9
293林班	オ - 2~13・33
293林班	カ - 8・9
293林班	キ - 23・24・34
295林班	コ - 5・6
295林班	サ - 8
295林班	ス - 2・3
301林班	ア - 14・18・20-1・25・70-1
318林班	ア - 24-3・24-4

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	42林班 イ－2 280林班 ウ－8-1 308林班 ウ－1～1-2・2～2-6・3・3-1・ 4・5～5-10・6・8～8-4・ 9～9-8	21.27
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

なし。

(2) その他

なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。（あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。）

このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の働きかけを行う。

森林施業プランナーの養成と併せて、森林所有者情報の共有化や森林GISを活用して、自ら森林施業ができない所有者情報を適確に把握し、施業又は森林経営の受託を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林施業の受託等に必要な森林所有者情報等は、個人情報情報の保護に十分に配慮しながら、意欲ある施業プランナー等に提供するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、西都市森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、西都市森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される

森林について、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先させる。

経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、西都市森林経営管理事業による森林整備を進めることとする。

なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林と一体的な整備をすることが適当な森林は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

- 5 その他必要な事項
なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者の多くは5ha未満の小規模所有者である。小流域を単位とした森林の集団化が可能な地域にあっては、森林施業プランナーを核として本市、森林組合等による普及啓発活動等を通じて、森林施業の共同実施、路網の維持運営等を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、森林GISを活用した境界の確認など森林管理の適正化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市の森林所有者の多くは5ha未満の小規模所有者であり、かつ高齢の森林所有者が多く、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

このため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の計画的整備を図るとともに、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託することにより、計画的な森林施業を推進することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画の共同作成者全員により各年度当初に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施することとする。

作業路網その他の施設の維持運営は共同により実施することとする。

共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすることとする。

共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

4 その他必要な事項

民国連携による森林整備や路網の整備等を推進するため共同施業団地を次のとおり設定するものとする。

名称	対象地		面積 (ha)	連携した施業内容	備考
檜・白水地域 森林整備推進 協定	民	檜・白水地域森林 整備推進協定による	529	間伐の方法 間伐材の販売等 路網等の整備	西都児湯森林管理署 児湯広域森林組合 (有)山下商事
	国		1,493		

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

木材の搬出を伴う間伐の実施や多用な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）するものとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた路網密度及び作業システムを構築することとし、下表を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備するものとする。

区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地(0° ～15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地(15° ～30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地(30° ～35°)	車両系作業システム	16以上	44以上	60以上 <50>
	架線系作業システム	16以上	4以上	20以上 <15>
急峻地(35° ～)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

注：急傾斜地の< >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、傾斜、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ、次のとおりとする。

路面整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、「林道規程」（令和3年3月25日付け2林整第1210号林野庁長官通知）又は、「林業専用道作設指針」（令和3年4月1日付け2林整第1396号林野庁長官通知）を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）等に則り開設

することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進ものとする。

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長(km) 及び箇所数		利用 区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
					延長	箇所				
開設	自動車道	林道	西都市	岩井谷	0.8		1,689		①	
〃	〃		〃	戸屋ヶ花	0.8		184	○	②	
〃	〃		〃	ニガキ谷	0.8		79		③	
〃	〃	指定 林道	〃	銀鏡・小川	2.0		514	○	④	
〃	〃	指定 林道	〃	糸郷谷	2.0		506	○	⑤	
開設計				5路線	6.4				⑥	
拡張	自動車道		西都市	岩井谷	2.1	3	1,689	○	⑦	改良・舗装
〃	〃		〃	笹々礼	1.6	2	123	○	⑧	改良・舗装
〃	〃		〃	笹々礼（支）		5	74		⑨	改良
〃	〃		〃	上揚	0.6	3	1,708	○	⑪	改良・舗装
〃	〃		〃	打越		7	612		⑫	改良
〃	〃		〃	中之又・吐合		10	1,148		⑬	改良
〃	〃		〃	米良・椎葉		9	3,231		⑭	改良
〃	〃		〃	長谷・児原	3.1	2	2,955	○	⑮	改良・舗装
〃	〃		〃	尾八重・銀鏡	5.5	4	1,606	○	⑯	改良・舗装
〃	〃		〃	渡川・尾八重		6	1,224		⑰	改良
〃	〃		〃	ニガキ谷	0.9		79		⑱	舗装
〃	〃		〃	戸屋ヶ花	1.8		184		⑲	舗装
〃	〃		〃	吐合		3	157		⑳	改良
〃	〃	指定 林道	〃	銀鏡・小川	5.5		514		㉑	舗装
〃	〃		〃	寒川線		5	2,213	○		改良
拡張計				16路線	21.1	62				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月2日付け13林整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持・管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

これまでも本市では、所有形態が小規模である森林について、きめ細かな森林施業を実施するため、基幹道からの支線としての作業路開設を推進してきたところである。

今後も、国が定める「森林作業道作設指針」（令和3年4月1日付け2林整整第1400号林野庁長官通知）を基本とし、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）等に基づき、路線の選定や適正路面勾配の検討を十分に行うとともに、工事に際しては法面整形の徹底に留意しながら、必要に応じて木柵工の設置や種子吹付けを行うなど、土砂流出防止に万全を期し整備を推進することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」（令和3年4月1日付け2林整整第1400号林野庁長官通知）や「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適切に維持・管理するものとする。

4 その他必要な事項

素材生産コストの低減に必要な山土場、中間土場、高性能林業機械等保管庫、土捨場等を整備するものとする。

施設の種類の種類	位置	規模	対図番号	備考
中間土場	西都市大字三納字尾田所11686番6	約2ha		

注1：施設の種類の欄は、木材の合理的な搬出等を行うために必要とされる施設（山土場、機械保管庫、土捨場等）の名称を記載する。

注2：対図番号欄は、一連の番号を記載する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の大部分は経営規模が5ha未満の小規模所有者であり、また、保育対象年齢級の森林が多いことから、林業経営の採算性を維持することは困難である場合が多い。

従って、森林の施業又は経営の長期委託や、森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、林道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、伐採時期を迎える森林においては、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班を拡充することにより、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

なお、林業労働者及び林業後継者の育成及び確保方策は次のとおりとする。

○ 林業従事者の養成・確保

就業相談会の開催や就業体験等の実施、「みやざき林業大学校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施や林業後継者育英資金等による新規就業者や後継者の確保や、現場技能者に対する知識・技術の習得のための研修や高性能林業機械オペレーターの養成研修の実施など段階的かつ体系的な人材育成に努めるものとする。現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入等や労働安全対策の強化等による労働環境の改善に努めるものとする。

また、林業研究グループ等の先導的活動への支援や経営・技術等に関する研修の実施等により、経営感覚に優れた地域の次の世代を担う林業後継者の育成に努めるものとする。

○ 林業事業体の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、認定した事業体に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、生産性の向上などの事業合理化や雇用改善等を推進するものとする。

また、森林組合と林業事業体の事業連携や林業事業体の法人化・協業化の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体を育成する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林は、主伐期を迎える人工林が急速に増大している。また、林業従事者の減少及び高齢化が続く中、生産性の向上及び労働環境の改善を図ることが必要となっており、林業機械の導入及びその有効活用を更に進めることは重要な課題である。

なお、高性能林業機械の使用にあたっては、特に林地の保全に留意するとともに、宮崎県が作成した「環境に配慮した効率的な高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」等を参考にすることとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒 造 材	一ツ瀬川流域 (緩傾斜)	チェーンソー、ハーベスタ、 スイングヤーダ、グラップルソー、 プロセッサ、フォワーダ	チェーンソー、ハーベスタ、 スイングヤーダ、グラップルソー、 ロングリーチグラップルソー、 プロセッサ、フォワーダ
	一ツ瀬川流域 (急傾斜)	チェーンソー、スイングヤーダ、 グラップルソー、プロセッサ	チェーンソー、ハーベスタ、 スイングヤーダ、グラップルソー、 ロングリーチグラップルソー、 プロセッサ
造 林 保育等	地ごしらえ 下刈り	チェーンソー、刈り払い機	チェーンソー、刈り払い機
	除伐 間伐	チェーンソー、刈り払い機、 ハーベスタ、スイングヤーダ、 グラップルソー、プロセッサ	チェーンソー、刈り払い機、 ハーベスタ、スイングヤーダ、 グラップルソー、プロセッサ、 フォワーダ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

- (1) 本市の素材は、森林組合や素材生産業者を中心に、主に宮崎市や日向市の原木市場等や、バイオマス発電所の燃料として出荷されているが、価格は低迷しており、本市の零細規模の林業経営を圧迫している。また、本市内の製材工場は、いずれも個人経営であり、規模の拡大が望めない現状である。

このようなことから、素材生産から加工販売までの一貫した流通加工体制を整備して、間伐材を中心とした供給の増大、並びに主伐材（大径木）の処理加工に対応するとともに、間伐材需要の開拓を推進する。

特用林産物のうち、乾椎茸は年間3.6トン、生椎茸が45.8トンが生産されている。これら特用林産物においては、生産者の高齢化や減少、後継者不足等の問題を抱えているが、今後は労

働力の省力化を図るとともに、原木の安定的供給、生産の拡大、品質の向上等に努め、農協等と連携して販路の拡大や流通体制の合理化を推進する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により、被害を受けている森林及び被害の生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア、又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。その際、対象鳥獣がニホンジカの場合は、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うものとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

対象鳥獣の種類	森 林 の 区 域	面積（ha）
ニホンジカ	24・25・26・27・28・31・32・62・64・65・66・67・68・ 104・105・106・107・108・109・118・119・120・121・122・ 123・124・125・126・127・128・147・148・161・162・164・ 165・166・169・171・172・175・176・177・178・179・180・ 181・184・185・186・192・200・201・211・217・219・220・ 272・273・274・275・276・277・278・279・280・281・282・ 283・284・285・286・287・290・291・302・303・304・306・ 307・308・309・310・311・312・313・314・318・320・321・ 322・323・324・325・326・327・328・329・330・331・332・ 333・334・336・337・338・339 林班	7,860

2 その他必要な事項

鳥獣害防止区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う事業者や森林所有者等から情報収集や巡回調査などにより、鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

保安林等公益的機能の高い森林について重点的に森林の巡視を実施し、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

また、新たに発生する森林病虫害については、情報把握や防除方法等の状況提供に努めるものとする。

(2) その他

該当なし。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、山火事防止パレード等による市民への発生防止の啓発活動を行うとともに、森林巡視等を適宜実施することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「西都市火入れに関する条例」に基づき申請し、申請どおりに実施するものとする。また、着火する際には、必ず風下かつ山頂部から行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は老齢林等のため被害を受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易なものについて、市長が個別に判断し伐採を促進するものとする。

また、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等についても、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断するものとする。

森 林 の 区 域	備 考

(2) その他

森林所有者等による、日常の巡視等を通じて、森林の保護、管理等に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

次に掲げる森林について、森林浴・自然観察キャンプ等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

区域名	森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
	位 置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹 林	その他	
向陵の丘 森林公園	大口川	242-ア- 5～18 ・ 20～23 ・ 25～38 ・ 40・41	18.40	4.13	14.27	-			
高塚山 森林公園	高塚	201-ア-65 ・ 66～76	27.46	2.95	24.41	0.10			
三納 森林公園	国蔵	286-エ-3-1 ・ 5～8-1 ・ 10-1 ・ 10-2	23.88	1.71	22.02	0.15			

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、カエデ等からなる森林を維持し、又はその状態に誘導することを旨として次に示す方法に従って、積極的な施業を実施するものとする。

施業区分	施 業 の 方 法
造林	・択伐を行った林分については、必要に応じて植栽等の更新補助作業を行う。 ・複層林の植栽に当たっては、林内照度との関係からスギ、ヒノキ等を主体とするが、場所によっては、サクラ・ケヤキ等の広葉樹の導入を図る。 ・皆伐林分については、原則として伐採後2年以内に更新を完了する。 ・ぼう芽更新を行う林分については、必要に応じて芽かき等を行い、後継樹の速やかな育成を図る。
保育	・複層林及び植え込みを行った林分については、植栽木の育成を図るため下刈、つる切り及び除伐等の保育を適切に行う。なお、複層林については、適切な照度を確保するため上木の枝打ち等を積極的に行う。 ・施設周辺で林木と身近に利用する箇所については、開放的で親しみやすい印象を与える必要があり、森林内の明るさを維持するよう、強度の除間伐、枝打ち、林床の整理を積極的に行う。
伐採	・保健機能森林については、施設の設置にともなう水源涵養、国土保全等の機能低下を補完し、森林の保健機能を一層増進させるため、原則として皆伐以外の方法とする。 ・択伐に当たっては、伐採木が形質良好な優良木に偏らないこととし、多様な樹種、林齢からなる森林に誘導するよう配慮することとする。なお、この場合において、カエデ・サクラ等の四季の色調に影響を与える樹木は積極的に保残に努める。 ・複層林施業を行う林分については、適切な林内照度を確保するため、必要に応じて受光伐を行う。 ・皆伐に当たっては、原則として標準伐期齢以上の林分を対象に、極力小面積とし、かつ、伐採箇所の分散を図るとともに、四季の色調に影響を与える樹木は積極的に保残に努める。
その他	・法令等により、伐採齢、伐採方法について制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

保健機能森林区域内においては、次に示すところに従い、適正な施設の整備を推進するものとする。

(1) 森林保健施設の整備

向陵の丘森林公園、高塚山森林公園、三納森林公園の歩道等において、定期的に巡視を行い、安全に利用できるよう維持管理に努める。

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
スギ、ヒノキ、その他針葉樹	20	
広葉樹	18	

4 その他必要な事項

- 森林の巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保護及び施設の維持管理並びにその体制の確立を図る。
- 利用者の防火意識の啓発等によって、山火事の未然防止に努める。
- 林道等を利用する場合は、安全施設の設置等利用者の安全確保に努める。
- 山地災害の未然防止等の国土保全を図るため、必要に応じて治山施設等の整備に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画するよう指導を行うものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

森林経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を下表のとおり設定する。

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
上揚①区域	16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31・32・33	1,761.39
上揚②区域	34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44・45・46・47・48・49・50・51・52	1,472.02
銀鏡・八重区域	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15	1,247.80
銀鏡区域	53・54・55・56・57・58・59・60・61・62・63・64・65・66・67・170・171	1,678.67
銀鏡・中尾・八重区域	68・69・70・71・72・73・74・75・76・77・78・79	964.91
中尾区域	80・81・82・83・84・85・86・87・88・89・90・91・92・93・94・95・96	1,089.79
尾八重①区域	101・102・103・104・105・106・107・108・109・110・111・117・118・119・172	1,159.21
尾八重②区域	97・98・99・100・112・113・114・115・116・143・144・145・146・147・148・149・150	1,064.47
尾八重③区域	120・121・122・123・124・125・126・127・128・129・135・136・137・138・154・155・156・157・158	1,334.20
尾八重④区域	130・131・132・133・134・139・140・141・142・151・152・153・159・160・161・162・163・164・165・166・167・168・169	1,525.19

穂北・南方①区域	173・174・175・176・200・201・202・203・204・ 205・206・208・209・210・211・212・213・214・ 215・216・217・218	1,305.44
穂北・南方②区域	207・219・220・221・222・223・224・225・226・ 227・228・229・230・231・232・233・234・235・ 236・237・238・239・240・241・242・243	1,140.43
南方・片内区域	177・178・179・180・181・182・183・184・185・ 186・188・192・280・281・282・283	994.98
妻・三納区域	187・189・190・191・193・194・195・196・197・ 198・199・269・270・271・272・273・274・275・ 276・277・278・279・284・285・295・296	864.93
妻・都於郡区域	244・245・246・247・248・249・250・251・252・ 253・254・255・256・257・258・259・260・261・ 262・263・264・265・266・267・268・300・304・ 305・306	1,490.42
三納・三財区域	286・287・288・289・290・291・292・293・294・ 297・298・299・301・302・303・307・308・309・ 310	1,316.49
寒川区域	311・312・313・314・315・316・317・318・319・ 320・321・322・323・324・325・326・327・328・ 329・330・331・332・333・334・336・337・338・339	2,001.11

2 生活環境の整備に関する事項

森林資源の多面的な活用には、林道網をはじめとした林業基盤の整備は欠かすことが出来ない。また、森林整備を行う担い手の定住促進を図るためには、生活環境を整備する必要がある。

そこで各種制度事業を有効に活用し、林道の開設や生活道も兼ねた集落林道の改良により、林業基盤整備を行う。用排水整備、防災安全施設等の整備を行い、若年層の定住促進や山村と都市との交流を活発にし、魅力ある山村づくりを目指す。

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

間伐材等の有効利用を推進することで、木質バイオマス燃料の安定的な供給システムを構築し、林業・木材産業等の地域産業の再生を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

第55回全国植樹祭で植樹会場となった向陵の丘森林公園をはじめとする市内3箇所の森林公園は、人と森林とのふれあいの場の中心的役割を担うことが期待されるため、自然散策の拠点となるよう利用推進に努めることとする。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
向陵の丘 森林公園	大口川	18.40ha			①
高塚山 森林公園	高塚	27.46ha			②
三納 森林公園	国蔵	23.88ha			③

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

- ① 小・中・高校の在学中に森林で体験学習が行えるよう、体験の場となる森林を整備し、指導者や年齢層に応じたプログラム開発など受入体制の整備を推進することとする。
- ② 高齢者の健康づくりや生涯学習に資する森林体験の機会を提供できるよう、バリアフリーに配慮した森林や歩道などを整備し、福祉分野と連携して受入体制の整備を推進することとする。
- ③ 森林ボランティア活動や里山林の保全・利用活動に多くの住民が参加できるよう、対象森林の拡大や活動の高度化に向けた人材育成などの条件整備を推進することとする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

一ツ瀬川は、本市を含めた下流1市2町、上流の2村の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、上下流域の住民団体等へ個人有林及び分収造林契約を利用した水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働き掛けることとする。

(3) その他

なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備 考

7 その他必要な事項

不在村所有者の森林が適切に管理されていないことから、伐採後放置されている林分や間伐が不十分な林分で森林の多面的機能が十分に発揮されないことが懸念される箇所については、公有林化を検討するとともに、その実施にあたっては「森林・山村対策」による公有林化の推進支援措置を積極的に活用し、適切な森林整備の推進を図るものとする。

森林組合、林業研究グループ、林業普及職員、森林所有者、森林管理署等の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、啓発活動に努めるとともに、市全体の発展方向に十分留意しつつ、国、県等の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等の積極的活用により、適切な森林整備の推進を図るものとする。

また、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従った森林施業を行うものとする。

さらに、次の事項にも取り組むこととする。

① 森林国営保険への加入促進

児湯広域森林組合と連動して加入促進を図る。

② 入会林野整備の促進

他の林野に比較し土地利用が低く、新たな土地利用への転換も妨げられ、粗放な利用状態にとどまっているため、入会林野の整備を図り、利権関係の近代化と整備後の土地及び立木等の資源の活用を促進することとする。

③ 国有林の利活用に関する事項

平成12年に森の巨人達100選に認定された「吹山のコウヤマキ」について、市内の各種団体やボランティア等と保護協議会を設立し、各種保護活動に取り組んできており、今後、広報活動を強化することにより、より多くの住民の参加を促し、森林保護の意識啓発を図るものとする。